平成２２年（フ）第２４２７号
大阪府東大阪市小阪３丁目５番25―817
債務者　岸本小夜子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４５１号
大阪府茨木市大同町１番３号の14
債務者　青山　ゆみ
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４６３号
大阪市住之江区南港東１丁目７番69―1311号
債務者　小松　　桂
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５０６号
大阪市浪速区下寺１丁目１番29―205号
債務者　飯降　祐季（旧姓大熊）
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５０７号
大阪府守口市西郷通１丁目22番７号
債務者　南部　圭司
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６３１号
大阪市平野区加美東１丁目３番30―506号
債務者　岡本　良男
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６６４号
大阪府四條畷市中野本町８番15号　岡嶋ハイツ105
債務者　喜多　方正
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７０３号
大阪府豊中市庄内西町１丁目３番５―104号
債務者　草刈　廣之
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７３９号
大阪府吹田市佐井寺１丁目29番18―501号
債務者　宮前　良平
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７４１号
大阪府吹田市佐井寺１丁目29番18―501号
債務者　宮前　啓子（旧姓長崎）
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７７１号
大阪市住之江区中加賀屋２丁目13番６―206号
債務者　福島　エイ
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８５５号
大阪府八尾市安中町６丁目10番３―101号
債務者　杉山美栄子（旧姓沼田）
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８６２号
大阪市住吉区庭井２丁目８番24号　大橋文化内
債務者　澤田　良一
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８６６号
大阪府八尾市萱振町１丁目33番地の１　壱番館101号
債務者　多田　千春
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８８２号
大阪市旭区中宮１丁目２番24号―203号
債務者　安田　　功
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３号
兵庫県篠山市糯ケ坪甲57番地１　県営篠山糯ケ坪鉄筋住宅１棟110号
債務者　関　　和子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第７８号
山口県長門市通1265番地１
債務者　山田　貞夫
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第３号
山口県長門市仙崎2785番地
債務者　濱野　晴美
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
山口地方裁判所萩支部